

総務文教委員会記録

○開催日時

令和2年6月25日 午前9時58分～午後2時13分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	徳永武次	委員	川添公貴
副委員長	井上勝博	委員	落口久光
委員	瀬尾和敬	委員	坂口健太
委員	杉蘭道朗		

○紹介議員

議員 持原秀行

（請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書）

○その他の議員

議員 持原秀行
議員 成川幸太郎

議員 松澤力

○説明のための出席者

総務部長 田代健一
総務課長 古里洋一郎
秘書室長 山元一将
文書法制室長 川畑央
財政課長 鬼塚雅之
財産活用推進課長 園田克朗
税務課長 佐多誠一
収納課長 山口隆雄
契約検査課長 橋口堅
危機管理監 佐多孝一
防災安全課長 堂元光信
原子力安全対策室長 祁答院欣尚

広報室長 黒木諭
ひとみらい政策課長 入枝哲也

会計課長 脇園和文

教育部長 上大迫修
教育総務課長 大濱浩一
学校教育課長 村上勝美
社会教育課長 橋口公男
文化課長 羽田美由紀
少年自然の家所長 南竜治
中央図書館長 堂元清憲

企画政策部長 末永隆光
企画政策課長 上戸理志
甌はひとつ推進課長 奥平幸己
行政改革推進課長 東田幸一
地域政策課長 下蘭伸一
情報政策課長 福元昭宏

選挙管理委員会事務局長 坂元久徳

監査事務局長 茶園勝久
公平委員会事務局長

議会事務局長 道場益男
議事調査課長 堀ノ内孝

○事務局職員

事務局 長 道 場 益 男
議事調査課 長 堀ノ内 孝

課 長 代 理 久 米 道 秋
議事グループ員 芦 谷 仁 美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
(所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) 中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家
議案第 9 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第 5 号 新しい生活様式に対応する教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の 拡充に関する意見書の提出を求める陳情 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課
議案第 9 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第 8 4 号 薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について 議案第 9 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室 文 書 法 制 室
議案第 9 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書 (所管事務調査)	財 政 課
議案第 9 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第 8 5 号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課 防 災 安 全 課 原 子 力 安 全 対 策 室 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 会 計 課 監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局 企 画 政 策 課
議案第 9 4 号 令和 2 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	甌 は ひ と つ 推 進 課
(所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課 地 域 政 策 課 情 報 政 策 課 広 報 室 ひ と み ら い 政 策 課 議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）まず、社会教育課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）総務文教委員会資料の３ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対策に伴う施設の利用状況等について御説明いたします。

社会教育課分の対象施設は、中央公民館及び地域公民館であります。

県の休業要請を受け、４月２５日から５月６日までの１２日間、全公民館を臨時休館といたしました。

（３）施設での感染予防対策といたしましては、ア、各公民館の利用申請については、部屋の収容人員の５０％を目安に許可をしております。イ、利用者には、部屋の換気、マスクの着用等をお願いしております。ウ、館内に消毒液を設置し、入館者に使用していただいております。エ、窓口や各部屋のドアノブなど利用者が直接手で触る箇所の消毒を、定期的に行っております。オで、調理、合唱等につきましては、接触感染、飛沫感染のリスクが高いことから、現在のところ、活動の自粛をお願いしているところです。

そのほか、当初計画していた行事等につきまし

ても、中止や書面開催をしているものが多くございます。

そのような中で、公民館の利用状況は、（４）に記載のとおり、昨年の４月・５月の利用と比較をいたしますと、全体でおよそ８０％の減少となっているところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）一般質問で取り上げて、またかと思われるかもしれませんが、この休館によって、シルバー人材センターからお願いされていた方の収入が減少すると。清掃をされている方については、清掃業務があるからということで、その方々は大丈夫だったんですけども、ただ、清掃業務といっても、休館になっているわけですから、あまり従来と比べると大分清掃することも少なくなるわけです。それに関わらず、やっぱり保障してやっているわけですから、そういう点では何らかの管理をされている方についても、実質は、実績払いというお話ですけども、何らかの実績をつくるということは、検討はできなかったんでしょうか。

○社会教育課長（橋口公男）シルバー人材センターの委託業務につきましては、おっしゃるとおり、実績払いということで契約をしている状況です。清掃業務につきましては、昼間は休館といえども、職員が勤務をしていて、いわゆる清掃ができる状況にありました。休日及び夜間については、もう完全に閉館状態になりますので、そういう場合の管理業務ができないということで、シルバー人材センターのほうには業務のお願いをしていないということです。

先ほど言われました実績をちょっと増やして、支払いを上げるようなことができなかったのかという御質問ですけども、それにつきましては、検討はいたしましたけれども、つまり、朝早く出てくるとか、夜１０時以降に、例えば１時間、２時間管理業務をするということについては、ちょっと内容がふさわしくないということで、適当ではないという判断で、管理業務につきましては、従来どおりの８時半から夜中の１０時までの間で何かしらあればよかったんですけども、その時間を越えて実績をつくるというのは、ちょっと適切ではないなという判断をしたところです。

○委員（井上勝博）清掃業務にしても、従来よりは業務の量は少なくなったと思うのですが、清掃業務については、例えば時間が短くなったりとか、そういうことになったんですか。

○社会教育課長（橋口公男）清掃業務につきましても、地域公民館においては特にですが、月に8日間ということでしたので、休業期間中を除いた8日間の中で業務をしていただきました。時間について、短くなったということはございません。使っていない部屋であっても通常どおりの清掃を行ったということでございます。

○委員（井上勝博）今回の休館とか、休業というのは、コロナ感染防止ということで必要なことであるというふうに思うんです。同時に、そのことによって収入が減ったとか、そういうことについては、国も何らかの形でそれを、例えば、雇用調整助成金だとか、いろんな形で出しているわけですが、やっぱりそれは憲法第29条の財産権の保障というところからくる保障であったというふうに思うんです。そういう点では、業種によって、この人はできなかったけど、この人はできたということではなくて、またちょっと何らかの支援策というのは、今後もまた、第2波、第3波となったときに、やっぱり同じことが起こるということになりますので、検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育部長（上大迫 修）議会の一般質問でも答弁させていただきましたけれども、シルバー人材センターの部分については、委託契約となっております。直接会員の方との雇用契約となっております。井上副委員長が言われるその休業補償というのは、働かなくてもその損失を補填すべきだという趣旨に近いものだというふうに思いますが、これについて私どもが今やっています、シルバー人材センターとの関係の中では、適用は難しいというふうに考えております。

清掃につきましても、委託している業務の中で、実際にその業務が発生したその実績に基づいて払っているわけですから、宿直等について、その業務が発生しない、お願いすることができない、する必要がない部分について、したような形で休業補償していくというものについては、対応しかねるというふうに考えております。

今後、第2波、第3波のほうが来た場合におき

まして、シルバー人材センターとの契約については、従来どおりの対応をとっていきたいというふうに考えておりますが、委員が言われるその休業補償ということについて議論するとするならば、国の制度におきまして、そういう雇用状況の中でどのように補償していくのかといった形については、別途の議論が必要であるというふうに考えてございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次）次は、中央図書館の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○中央図書館長（堂元清憲）委員会資料は4ページになります。

中央図書館におきます、新型コロナウイルス感染症対策に伴います、施設の状況につきまして報告いたします。

中央図書館及び8分館につきましては、感染防止のため、4月22日から5月6日まで、臨時休館といたしました。5月7日からは開館しております。開館時間も通常どおりでございますが、感染症防止対策といたしまして、（3）のAからエまでに主な対応したものを記載しております。

座席配置の変更、飛沫感染防止のための対策、それから館内の換気、これらの対応を取りながら運営をしているところでございます。

（4）につきましては利用状況、これは入館者数になります。昨年度との比較、増減ですが、記載のとおり、大きく減少となっております。

休館の影響はもちろんございますけれども、やはり、利用者の方が、図書館、人が集まる場所への出入りを控えておられるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が

ありましたが、質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）図書館の場合、本の場合は、特に、本を触って、また戻して、そして感染するという可能性は少ないということは新聞記事にも載っていました。

ただ、タッチパネルを使うのがあったりします。図書館の閲覧というか、検索をするとか、それから、いろいろ触るところというのはあると思うんですが、その辺については、対策というのはどうなっているのでしょうか。

○中央図書館長（堂元清憲）今、委員からありました、人の手が触れる場所につきましては、接触感染の関係がございますので、ここは適宜、1日に数回程度以上は消毒液で拭いて、消毒をいたしております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）資料は4ページの上段を御覧ください。本所における新型コロナウイルス感染症対策に関する状況について御説明いたします。

（2）にございますように、本所におきましては、宿泊施設やプラネタリウム等の利用停止、諸主催事業や集団宿泊学習の中止、延期を決定いたしました。

6月12日からようやく本年度の主催事業を開始いたしました。

利用状況は、（4）にございますように、前年度より大きく減少しておりますが、今後も利用者の健康、安全を第一に考え、（3）に記載しました、感染症防止対策を講じながら運営に努めてまいります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）まず、歳出について説明いたしますので、第6回補正予算書の31ページを御覧ください。

10款1項3目教育振興費は、説明欄の2項目、漁村留学制度事業費において、ウミネコ留学制度事業の留学生が、当初計画の13名から9名へ定まったことから、実施委員会への委託料等を減額するものであります。

32ページを御覧ください。10款2項1目小学校管理費の増額補正は、寄附金の受入れに伴い、図書備品の購入費を増額するものであります。

同ページの下段、2目小学校教育振興費及び次のページ、33ページの10款3項2目中学校教育振興費の増額補正は、市内の小・中・義務教育学校内の情報通信ネットワークの環境整備費を計上するものであります。

ここで、事業概要について、資料により説明します。総務文教委員会資料の1ページになります。

1の事業の目的ですが、教育のICT化に向けた環境を整備し、学校における情報通信技術の活用により、学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図るものであります。

2の事業概要ですが、一つめが、学校内で無線環境により、児童・生徒の全員が、タブレットパソコンが使用できるよう、通信スポットを整備するものです。

通信範囲は、普通教室や音楽室・理科室等の特別教室及び体育館等になります。

また、通信スポットの整備に伴う、配線の敷設や関連機器の設置工事を伴います。

二つめが、タブレットの収納及び充電用保管庫の整備となります。

事業費につきましては、小学校費と中学校費を合わせて6億5,000万円の補正提案額であります。

4の今後の計画ですが、児童・生徒用のタブレットパソコンの購入等に係る経費などの議案を、関連の手続や財源等の調整の後、提案させていただく計画としております。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、12ページをお開きください。

15款2項8目1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、歳出で説明しました、学校内の通信ネットワーク環境施設整備事業に係る国庫補助金を計上するものであります。

15ページを御覧ください。16款2項8目1節教育総務費補助金の説明欄、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、歳出で説明のウミネコ留学制度事業に活用する県補助金であり、交付決定に伴い計上するものであります。

16ページを御覧ください。18款1項8目1節教育費寄付金は、1件の個人より御寄附を賜りましたことから計上するものであります。

○学校教育課長（村上勝美） それでは、予算に関する説明書の31ページをお開きください。まず、上段の10款1項3目教育振興費、教育指導費の消耗品費は、キャリアパスポート用のファイル購入のため増額するものでございます。

その下を御覧ください。10款1項5目学校保健費、学校保健体育運営管理費の報酬・旅費は、部活動指導員を9月から2校に配置する経費を計上するものでございます。

続いて、35ページをお開きください。10款6項3目給食センター費、給食センター施設設備整備費工事請負費は、樋脇のキュービクル取替え、里の給水工事に係る経費を計上するものでございます。

続いて歳入について説明をいたします。

12ページをお開きください。15款2項8目教育費補助金、教育支援体制整備事業費補助金は、先ほど説明いたしました部活動指導員に係る国か

らの3分の1補助を計上するものでございます。

15ページをお開きください。16款2項8目教育費補助金、教育支援体制整備事業費補助金は、先ほどの部活動指導員に係る県からの3分の1補助を計上するものでございます。

同ページの下段を御覧ください。16款2項8目教育費補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、下甌学校給食センター備品購入費に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の決定により財源調整をするものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員（井上勝博） 6億5,000万円で財源が、先ほど出ていたんですけども、この6億5,000万円の中で、一般財源はどのぐらいなのか、ちょっとよくわからなかったの。

○教育総務課長（大濱浩一） 6億5,000万円の財源について説明します。

国庫補助金が、小学校、中学校合わせまして約1.6億円、地方債合併特例事業債のほうが約4.6億円、一般財源につきましては、2,500万円程度になります。

○委員（井上勝博） 大分、これから規模の大きくなるタブレットの導入だとかでかなりのお金がかかってくると思うんですけども、一つ懸念するのは、先ほどちょっと普通教室は言われなかったけど、普通教室もWi-Fiをするという説明が私されたと思っていたんです、正副委員長会議で。まず確認ですけども、普通教室は小学校1年生からずっともう中学校3年生までWi-Fi環境になるということで確認してよろしいですか。

○教育総務課長（大濱浩一） 小学校1年生から中学校3年生までのそれぞれの普通教室全てにWi-Fiで通信ができるような環境整備を整えるものです。

○委員（井上勝博） 国がそういうふうな方向で進めているんだと思うんですけど、ただ、ヨーロッパ諸外国では、やっぱり電磁波の問題というのが言われていまして、微弱ではあるけれども、低学年の方々まで含めて、この電磁波についての影響、健康への影響というのが、これは学校に在る間中ずっと電磁波にさらされていくわけですから、そういう点では、やっぱりその問題は、よくよく

研究、検討していかないといけないんじゃないかと、これが一つなんです。

それから、もう一つは、タブレットを支給されて、それを家に持って帰るということもできるんだと思うんですけども、そこで例えば、将来的にはオンラインということも考えられるんじゃないかと思っているんですけど、そうすると、家にWi-Fi環境がつけられるところ、つけられないところという問題も出てくる、これがやっぱり格差が出てくるのではないかというのがあるんです。これが二つ目なんです。

それから、三つ目は、やっぱり今、コロナの問題で、アフターコロナということで、教育の専門家から提言されているのが、10万人の教員を補充して、少人数学級にすべきだと。コロナは3密は駄目だというふうに言っているわけですから、できるだけ少人数にして間隔を空けると。もちろん小規模校とか、そういったところはそういうことはできるんでしょうけども、やっぱり平佐西小学校とか、マンモス校のところなんかは、そのことが非常に心配されるんじゃないかなと。だから、むしろこういうところにお金をたくさんかけるということじゃなくて、学校教員を増やし、前から言われている20人学級とか、そういう考え方を持っていく必要があるんじゃないかということなんですけども、その辺についてちょっと見解があれば教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（大濱浩一） 通信環境の整備に伴う電磁波等の健康被害につきましては、今後また国からの指針とか、情報に注意していきながら対応をさせていただきたいと思います。

それから、2番目の将来的に家に持って帰って活用することについてですが、今の現時点の段階では、直ちにこの整備した後に家に持ち帰って活用するような、そういうことでは、まだ対応をしているところではございません。まずは、今年度中に学校内の通信環境設備を整えて、そして可能でありましたら、また、一人1台のタブレットパソコンの購入費等の予算を今後提案させていただきまして、年度内にそこまでの完成を目指しまして、そして、その後、それをできるだけ学校現場でスムーズな活用に努めていけるような準備を今しているところであります。

委員が心配されるように、また、今後、コロナ、

それ以外の感染症等が起きた場合は、また、家に持ち帰ってのそういった教育通信双方オンライン教育等も想定はされることと思うんですけど、そこにつきましては、また別に対応といいますか、研究、準備をしていければと考えております。

それから、三つ目の後はそれぞれのクラスの人数を少数化すべきではないかという御提言というか、御質問なんですけど、そこにつきましては、まず、それぞれのクラスを少数化することで、教室が不足することが想定されます。教育現場の建物の整備とか準備とかいうものと、あと、各教室の子どもたちの定数の何か基準とかあると思いますので、そこも併せて、今後、検討していきたいと思います。

○委員（瀬尾和敬） この6億5,000万円かけてタブレットの整備をされると。まず、私がすぐ心配になるのが、これを指導する体制はどうなのかということです。我々もこれを扱っていますが、なかなか何回習っても覚えられないところがあるものですから、指導者がどんな体制づくりをされているのか、それをお伺いしたい。

○学校教育課長（村上勝美） Wi-Fiと個別のタブレットにつきましては、まず、現段階では、この事業概要について、既に管理職研修会等で概要はこんなものだというので、まず説明しております。そして、今後、その入ったときの使い方、活用の仕方につきましては、計画しております指導者研修会、これを本年度から進めていく予定でございます。

○委員（瀬尾和敬） かつて、このタブレット教育の先進地というところを総務文教委員会で視察に行ったことがあるんですが、とにかく学校を挙げて、地域を挙げて、真剣に取り組んでおられると。管理職さんには悪いんですが、それよりもっと現場に精通した方が、とにかく一生懸命やれることが大事かなと思います。期待していますので、頑張ってください。

○委員（落口久光） 幾つかあるんですが、まず、今、話が아가っているタブレットの件なんですけど、多分、実際導入するとなった場合は、ベネッセさんとか、そういうふうにたけたところのアプリとかを共有しながら使われると思うんですが、今、どこを選定しようとしているのかというのをもし言えたらお願いいたします。

○教育総務課長（大濱浩一） これからまたタブレットの購入というか、整備に係る予算の提案を今後考えているんですが、今回のこの一人1台のタブレット整備につきましては、国のほうから、都道府県のほうも調達について、支援を、取りまとめをするような形で提言を頂いております。現在、鹿児島県のほうでは、鹿児島県内の市町村のタブレットの導入台数とか、あるいは今おっしゃられたように、OSといいますか、3種類ぐらい示されているんですけど、OSの基準とか、どういったソフトというか、OSを希望されていますかとかいう調査をされています。それに基づいて、鹿児島県のほうでまず大体県全体で何台で、そして、そのタブレットの中の仕様はこういったOSで、中に入れるワープロとか計算ソフト等はこの計算ソフトをとというような形で今、選定されている段階です。その選定後の結果が示された後に、また、市としましても、それを活用、選定されたものの購入を検討するとか、あるいは購入後の活用方法を検討、研究していく予定であります。

○委員（落口久光） 今、聞きますと、機器を決めてからというようなふうなイメージになるんですけど、逆にどういう教育をやりたいのかとかいうのからいったときに、この機器でないといけないとか、このスペック以上でないといけないとか、いろんな条件もあると思いますので、目指すものをベースに選定をされたほうがよろしいかなと思います。先ほちょっと話がありましたように、先進地とか結構多数ありますので、そこら辺の事例をよく確認いただいて、どういう教育を目指す、薩摩川内市はこういうものを目指すんだというものに対してのいろんな条件の洗い出しであったりとか、計画を立てていかれたほうが、より近道かなと思いますので、ぜひそこはちょっとお願いしておきたいなと思います。

あと、年度末の工事の完了を目指すというふうに言われていますけれども、これも先に工事が済む学校とかが出てくると思うんですが、そうした場合に、先に済んだ学校を使って、先進的にいろんなバグ出しとかいうのをされるような計画があるのかどうかの御意見もお願いいたします。

○教育総務課長（大濱浩一） 一応、年度内の各学校内の整備と、そして、タブレットの購入を、

計画はしているんですが、委員の今、御提言がありました早く整備ができた学校があれば、その早く整備ができたところから早めに活用できるように準備をするということは、これからまたそのようにできるように努めてまいりたいと思います。

○委員（川添公貴） ちょっと確認したいんですけど、この資料を頂くと、タブレットまでセットかなと、最初はずっと、昨日も夕べから見ていて、思っていたんですが、Wi-Fi工事をするだけで6億5,000万円かかるのか。学校数から計算すると、かなり高額です。それを簡単に6億5,000万円、はい、そうですよという形で行くのは、この資料だけですと難しいと思います。もうちょっと詳しい説明が欲しいのが1点。

それから、今後のスケジュールについて、児童生徒用の一人1台のタブレット整備って書いてあったので、何でこれ事業内容ではないだろうかと思ったら、今やっと理解できました。これから整備するんだということなんで、そしたら、タイムスケジュールをどのように考えていらっしゃるのかお示し頂きたい。

Wi-Fi工事は今回上程されました。機種選定をいつするのか。それから、機種選定した後、タブレットの議案をいつ上げるのか。供用開始がいつになるのか。大きく三つぐらいは知っておきたいと思うんですが。

それと、予定されるタブレットの金額です。購入金額、大体積算されていると思うので、そこまでお示しいただければと思うんですけど。

○教育総務課長（大濱浩一） まず、今回の6億5,000万円の事業費の内訳です。6億5,000万円の事業費の内訳は、まず、それぞれの学校ごとに通信スポットを設置しないといけないんですが、その通信スポットを幾つ、どの場所に設置しないといけないかという調査をまずしていただきます。そして、その調査は、まず学校ごとに調査をしていただきます。調査の内容は、校内に何か所通信スポットを設置すればいいのか。そして、その通信スポットの設置個数に応じて通信ケーブルといいますか、配線施設を敷設しなければなりません。そして、その後、それと併せて、それぞれの学校で児童生徒が一度に通信ネットワークを使ったときの通信の交通整理をしないといけないサーバーを各学校ごとに設置します。た

だ、それぞれの学校規模においては、サーバーを置く必要のない場合もあるようです。そういったのも併せて、調査をしてもらいます。というのが、大きな工事の中身です。

それと、あと、タブレットの充電とか、タブレット保管庫、児童生徒のタブレットを一括して収納する保管庫を整備します。この収納する保管庫は充電機能も兼ねておりまして、昼間に充電すると1度に学校の電力に負荷がかかりますので、タイマー機能を設置しておりまして、各学年ごとにずらして充電をする時間帯を設定したりとかいう機能がついているタブレットの保管庫の整備も併せているものであります。

事業費の概要は、内訳はこのような内容です。

それから、今後の導入に向けての計画なんです。まず、各学校内の整備予算の議決をいただきましたら、その後、議決後に整備に向けた入札の準備に入ります。この一定期間のちょっと公告期間等も要する関係で、目指す工事契約の時期は8月末ぐらいになるのではないかとということで想定しております。

契約できましたら、契約議案という形で、9月議会頃に提案ができればということで、整備に係るスケジュールは想定しています。

そして、タブレットの購入についてなんです。タブレットの整備につきましては、現時点の予定では、鹿児島県のほうで機器の選定の結果が示されるのが、予定では7月下旬とか、夏場の頃になるかと思います。今現在、国のほうからは、ある程度のタブレットの仕様が示されてきました。補助単価も示されてきましたので、県の選定期と国からの補助金の内容を確認してから、可能であれば9月議会でタブレットの購入に係る予算等を提案させていただければと考えております。

なお、タブレットに係るおおよその金額なんです。国のほうから示されている1台辺りの補助単価が4万5,000円という金額が示されておりますので、その4万5,000円はあくまでも機器の購入に係る補助金額ですので、そこに幾らかの設置費とか、あるいはソフト機器の設定費とかという部分を加算させていただいた額で、今のところ設計を進めているところです。

○委員（川添公貴）3点質問して、3番目は、供用開始はいつになるかということを行ったはず

です。

○教育総務課長（大濱浩一）目標とする供用開始につきましては、来年度4月を目標に、今のところではしております。

○委員（川添公貴）もう一つ答えられなかったのが、タブレットを導入するのに、補助金の上限額は答えられたんです。4万5,000円でした。その予算は総額で幾らかかるのかというのを質問したはずなんです。国の補助はあるというのは知っているんで、そうしないと、この事業自体に対して、全体で幾らかかるのかというのを知る必要があると思います。やはり、それだけ投資するのであれば、先ほども意見がありましたように、しっかりと指導する体制も充実する必要があるし、それから子どもたちがしっかりとそれに慣れて、早く試行期間——だから、いつ供用するのかと聞いたのは、今のでいけば9月に予算を出すということになると、10月から機器が入れば下手すれば使えるわけなんです。そういう形で早期に習熟期間を設けて、一斉に4月1日からドンという形でもいいのかなと。

ですから、かける金額によっては、しっかりとそこも充実して行くべきだろうと思うんです。

行政が買う単価と、我々が買う単価は全然違うんで、学校に関して、サーバーを取りつけて、Wi-Fiスポットを設けていくというのは分かるんです。だから、大概家庭用で10メートルぐらいなんです、飛ぶ範囲が。ただし、1回線で大体10本は入らないです。そこ辺の許容の問題等も調べられると思うんで、ぜひ一斉通信をかけたときに支障のないように設置するべきだろうと思うんで、そこ辺は十分注意をされて、余分にスポットを設けておく必要があるかとは思いますが、十分そこ辺はお願いしておきたいと思います。金額がわかれば教えてください。

○教育総務課長（大濱浩一）今後、これから予算の要求精査に入る予定なんです。現在の時点では、主管課といたしましては、児童生徒が約8,000人弱おります。その児童生徒の人数及びその現場で使われる各先生方の分を台数としては想定しているところであります。

○教育部長（上大迫 修）先ほど、国のほうが示した1台当たり4万5,000円ということですので、今後の議会のほうに上程しますタブレ

ットの購入については約8,000台近くを考えておりますので、掛けていただくと5億円近くになる可能性はあるかなというふうに思っております。

よって、Wi-Fiの整備と合わせますと二桁に及ぶような大きな額になるというふうに考えており、実際、どういった積算になるのか、今、精査中であるということで御理解いただければと思います。

○委員（落口久光） コロナ対策の件でちょっとお伺いしたいんですが、今、全体的に国の統計で出ているのに対しても、若年層の発症率とか、重症の件はさほど心配する状態にはならないというのは分かってはきているんですが、気になるのは、基礎疾患を持たれている、児童生徒の中にも多少少なからずいるとは思いますが、そういう対象の児童生徒に対して、どのような取組をしているのか、するような方針、方向が決まっているのか、既に運用ができているのかというところの実態を教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（村上勝美） 特に、コロナ対応について、基礎疾患があつてと、具体的なその数値というか、人数というのは把握しておりませんが、そこが心配される子どもさんについては、いわゆる出席停止というふうな形で対応するように、各学校に流してあります。

○委員（落口久光） 把握されていないという発言がありましたけど、今、出席停止をしている人たちはいないという認識でいいのでしょうか。

○学校教育課長（村上勝美） 現在のところ、出席停止という形ではございません。

○委員（落口久光） これ要望ですけど、全国的にできているところがあるかどうかというのが、私、分かっていないんですが、ちょっといろんな事例を確認いただいて、なるべくそういうところを取り入れながら、あとワクチンができて、それがちゃんと普及するまでに、専門家の話では1年半から2年ぐらいはかかるだろうというような話もされていますので、その期間ずっと停止というわけもいかなと思いますので、少なからず、できることがあるのであれば、そういうのを取り入れられるような対応はぜひお願いしたいと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第5号 新しい生活様式に対応する教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

○委員長（徳永武次） 次に、陳情第5号新しい生活様式に対応する教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題とします。

陳情文書表については、既に配付してありますので、朗読は省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、当局からは本陳情について、特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

それでは、本陳情の取扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（杉藺道朗） 採決をお願いします。

○委員長（徳永武次） ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） コロナ禍の中で、3密というのが問題になり、今後も新たなウイルス、または第2波、第3波ということも考えられる中で、可能な限り距離を2メートル以上離すというのが基準になっておりますけれども、そのためには、やはり少人数学級が必要だということで、陳情に賛成いたします。

○委員長（徳永武次） 次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 次に、賛成の討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次） 起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○学校教育課長（村上勝美） 資料の2ページをお開きください。令和元年度の本市の不登校児童生徒数について報告をいたします。

まず資料の訂正をお願いします。3の適応指導教室の通級状況申請数、小学校の令和元年度の申請者数が「2」となっておりますが、ここを「5」に訂正をお願いいたします。

それでは説明をいたします。不登校の現状としましては、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、本市の令和元年度の児童生徒の不登校の総数は、平成30年度の42人から96人と大きく増えたところでございます。

この理由としましては、令和元年度の文部科学省の調査におきまして、前年度までの調査と比べ、不登校の要因の区分が変わったことと考えております。

具体的には、令和元年度の調査では、不登校の要因について、「学校に係る状況」「家庭に係る状況」に加え、本年度、新たに「本人に係る状況」ということが加わりました。

小学校では、本人に係る状況、内容として、生活のリズムの乱れであったり、遊び、無気力、あるいは漫然とした不安感、このことが要因となり不登校となった児童が大きく増え、8割弱を占めております。

中学校では、学校に係る状況、内容的には学校

における人間関係であったり、家庭に係る状況、親子の関わり方、生活環境の急激な変化というところでの不登校が増えているところでございます。

この状況を受けまして、今後の不登校の解消に向けた取組としましては、欠席の理由に関わらず、欠席がちな児童生徒、あるいは、一歩手前である遅刻や早退が多い児童生徒について、教育委員会、学校が不登校につながらないよう、積極的に対応していきたいと考えております。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。質疑はありますか。

○委員（井上勝博） 一般質問でも取り上げたことがあるんですけども、腹痛だとかいうことについては、病気と見るのか、それとも学校に来たくないための拒絶反応と見るのか、そういった問題も言ったんですけど、結局、腹痛の場合は不登校と扱っていなかったということになるわけです。そういうことは本人に関わるということですから。

そうすると、これが全国との関係でどうなのか、今まで、薩摩川内市の場合は、全国平均と比べて不登校児が少ないと。それは、薩摩川内市で小中一貫教育を進めてきたからなんだという説明をされてきたわけです。それが、果たしてどうなるのかという問題が出てくるんですが、その辺については、今でも変わらないと、見解は変わらないということなんでしょうか。

○学校教育課長（村上勝美） 先ほどの質問、大きく二つあったと思います。

一つは、腹痛についての捉え方ですけども、これは非常に難しいところでございまして、実際に体調が悪くて、病気で腹痛になるということもございまして。もう一つの考えとしては、やはりいろんな不安、心配事があって、それが体に現れる腹痛ということ。

ただ、今回、こういった指針が出たことで、判断を学校がしやすくなったということは事実だと思います。

それから、小中一貫の成果としての不登校の数ですけども、これにつきましては、小中一貫の成果として見る指標として、私どもは、これまで中学校1年生の数を基本に見てまいったところでございまして。そうしたときに、本年度のところは、まだ、県、国、そういったところの数値は出ておりませんけれども、中学校が令和元年度の数値とし

て在籍率が2.30としたときに、昨年度の県の在籍率3.48、国の3.80、これから比べますと、まだ在籍率としては低い状況なのかなというふうに捉えているところでございます。

○委員（井上勝博） スマイルルームの平成30年の小中申請者数が34人のうちです。14人がスマイルルームに通級。だけど、令和元年になると、46人のうち24人ということで、申請数も増えてきているし、スマイルルームも増えているわけですが、このスマイルルームとの連携、活用についても、継続して学校に働きかけていくということなのですが、このスマイルルームに通う子どもたちは不登校として扱うのか、それともそうじゃないのか、学校に通っているのと同じと考えるのか、その辺についてはどういうふうに。

○学校教育課長（村上勝美） このスマイルルームに行った子どもについては、出席扱いとします。ただし、この文科省の調査については、やはり学校に行けていないということで、不登校としてカウントしております。

○委員（井上勝博） 文科省の指針によると、スマイルルームに行ったとしても不登校であると。しかし、薩摩川内市としては不登校ではないと考える、そういうことをおっしゃったんですか、今。

○学校教育課長（村上勝美） 出席簿上、記録としては出席日数とカウントできるとなっておりますので、出席扱いにしてあります。

ただ、この調査については、不登校と捉えているということでございます。

○委員（川添公貴） この不登校については、御尽力を頂いて、かなり低い数字で抑えていただいているのは大変ありがたいと思っています。常日頃、児童生徒の環境に応じて対応していただいているところなのですが、集計上で今回、このような大きな数字が出たんですけど、鋭意努力していくということなのですが、今回、増えたこの8割弱の方々に対して、どれぐらいの休みの期間なのか。5日間とか1週間とか1か月とかあるわけですけど、どれぐらいまでの範囲を集計されているのかというのが1点。

ケアをどのようにされていかれるのか、具体的にお示しいただければいいのが1点。

なかなか教職員の方々に全部を対応するという

のは、今、現状として難しいと思います。であるならば、やはり支援員みたいな形で、学校に一人ずついていただいて、その支援員の方々がケアしていくんだよということをちょっと充実させたらどうかというも思っています。

何でかという、8時40分頃、とぼとぼ歩いていく子どもを見たり、たしか8時15分ぐらいに出てこいというような話だったとかっていつも思っているんですけど、そういう関係で、遅くなくても出てくる子は賢いんです。立派だと思えます。やっぱり、そこ辺をしっかりと、その先に不登校にならないようにとか、ケアする教職員も労働力の軽減とかということも踏まえて、支援員を充実していくべきだろうとは思いますが、この3点についてお答えいただければと思います。

○学校教育課長（村上勝美） この数の上げ方につきましては、年間30日以上で上げております。これがまず1点。

それから、2点目ですけれども、その不登校の解消につく学校の対応ですけれども、まず、1番は、基本的に欠席が続いたときにはすぐ家庭訪問、状況を確認すると。それから、実際に休みの子どもについては、それぞれの学校の生徒指導部会であったり、あるいは学校によっては、もう全体の職員会でもあるんですけども、子どもの状況を共有して、出てきたところにみんなで声をかけるとか、そういったところ。それから、やはりどうしても家庭との協力が必要ですので、家庭訪問、それも担任だけでなく、例えば、その子どもとよくコミュニケーションが取れる職員がペアで行ったり、そういった工夫をしてやっているところでございます。

それから、3点目になります。特に、支援活動としてありますのが、スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーです。スクールソーシャルワーカーは、学校もそうですし、家庭へも入り込みますので、そういったところへの相談を積極的に進めているところでございます。

学校によっては、特別支援教育の支援員、いわゆる通常の学級でなかなか指導が一律に難しいところを支援する支援員の方が、状況によっては不登校の子ども、朝9時、10時、そうしたときに出てくるのを正門の前で迎えて、そして、一緒に勉強するという学校も聞いております。

そういったところを更に充実させていきたいというふうに考えております。

○委員（川添公貴）そういう形で、子どもの立場に立ってやっていただければ。スクールソーシャルワーカーとか、何校かに一人とかですよね、たしか。じゃなくて、先ほど言ったのは、小規模校も含めて、支援員の方を仮にその人数に入れるとするならば、各学校に、大規模校は二人とかいう具合に配備をしていただければ、対応が結構スムーズにいくのかなと思いますので、今後、検討材料に、当然、予算が絡む話なんで。やはり常日頃子どものためには、十分なお金を使ってもいいと思っています。ですので、検討していただいて、出していただければありがたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。

△文化課の審査

○委員長（徳永武次）次は、文化課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第94号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）それでは、各会計予算書・予算に関する説明書の34ページをお開きください。

2目文化振興費、事項名、文化振興事業費は、特定離島ふるさとおこし推進事業の採択によるトンボロ芸術村事業の増額でございます。

このトンボロ芸術村事業は、甑島の豊かな自然風土を素材とした、写真・絵画・俳句・書道の芸術作品を島内外から募集する公募展を核として、地域の特色を生かした文化交流、音楽活動等の地域間交流など多彩な取組を、実施するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、15ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金の補正額は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金1,153万9,000円のうち、文化課分の346万7,000円でございます。

これは、歳出で説明いたしましたとおり、トンボロ芸術村事業につきまして、鹿児島県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得たことにより、今回補正を行うものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）総務文教委員会資料の3ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う文化課所管の対象施設につきましては、2に記載してございますとおり、川内まごころ文学館をはじめとし、全館を4月22日から5月6日まで臨時休館いたしました。

なお、上甑・下甑の両郷土館と、旧増田家住宅につきましては、県外からの来訪者が見込まれたため、引き続き6月7日まで休館したところでございます。

各施設開館後は、他の公共施設と同様に、定期的な消毒や換気を小まめに実施し、利用者に対しても、3密の発生防止を呼びかけていただくよう、指定管理者等にも感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。

川内・入来文化ホールにつきましては、収容人数の50%以内の利用をお願いしておりまして、各施設の利用状況は記載のとおり前年同月の6%から25%程度の来館者数となっております。

今後も、施設に応じた感染拡大防止を心がけ、積極的な感染防止に取り組んでまいりたいと思います。

次に、資料はございませんが、その他で御報告

いたします。

令和2年4月28日に主要事項処理経過報告でお知らせいたしました、入来神舞が、県無形民俗文化財に指定されました件につきまして、去る6月5日金曜日に本庁教育委員会室におきまして、藤田教育長より入来神舞保存会へ指定証書の伝達式を行いましたことを御報告いたします。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

△総務課の審査

○委員長（徳永武次）次は、総務課の審査に入ります。

△議案第84号 薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）まず、議案第84号薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎）議案つづりは、その2、84-1ページからになりますが、別冊の総務部関係の議会資料で説明いたしますので、議会資料2ページをお開きください。

まず、改正の経緯でございますが、人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために作業等に従事した職員に支給する防疫等作業手当に関する規定を新たに定めるものでございます。

想定する作業内容でございますが、感染症の患者・疑似患者に対する診療所職員の看護業務や消防職員の搬送業務、これらの作業は1日当たり290円の手当額、庁舎等の消毒作業など感染症発生により対処する業務、この作業に対する手当は1日当たり3000円、これらの作業を想定しております。

施行日は、令和2年5月1日以後の作業について適用したいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第94号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎）それでは、総務課の補正予算について説明いたします。予算に関する説明書の19ページをお開きください。2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、説明欄の、事項、総務一般管理費で、職員手当等の30万円の増額でございます。

内容につきましては、先ほど議案第84号でお願いしました、防疫等作業手当の新設による増額でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して、質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）先ほどは手当ということだ

ったんですけれども、仮に今、感染の疑いという
か、そういう場合に、2週間の休暇を取らなきゃ
いけないとかありますけれども、そういった場合
などの対応というか、職員の休暇の在り方とか、
そういうのはどういうふうになっているんでしょ
うか。

○総務課長（古里洋一郎）職員に対しての感
染症予防も含めた形での対応というのは、随時通
知しております。その中で、感染者との濃厚接
触者とか、あるいは高熱が続くとか、そういう疑
いがある職員については、自宅で療養して、様子
を見るようにしております。そのときの対応につ
いては、きちんと特別休暇の中での処理としてい
るところでございます。

○委員（井上勝博）例えば、そういう方々につ
いては、直ちにもうPCR検査するとか、そうい
うふうにはならないんですか。

○総務課長（古里洋一郎）PCR検査につ
きましては、高熱が4日間続くとか、あと症状等が
コロナの症状に関する疑いがあるという形で、一
応、保健所等に連絡をしまして、そういう相談を
した上で、必要であればPCR検査を受けるよう
に指示しておりますが、今、そこまでに至った経
緯はございません。

○委員（井上勝博）テレビなどでは、盛んにか
かりつけ医が判断したら、PCR検査はできるん
ですよというのは言っているし、そういうのはよ
くあるんですよと言っているんだけど、やっぱり
それはできない、現実にはできていないというこ
となんですか。

○総務課長（古里洋一郎）後半のほうで、や
っぱり37度5分というのが4日間というのがあ
ったんですけど、あとについては、きちんとまた
症状等の変更がありまして、ただ、かかりつけ医
等に相談をして、実際に受けたかどうかというの
は、実例がないということで、実際にかかりつけ
医等でいろんな相談はしていると思います、職員
の関係は。ただ、結果的に今のところは検査を受
けた職員はいなかったということでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めま
す。

以上で、総務課を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に
入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案があり
ませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナ
ウイルス感染症対策に関して、質疑はありません
か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、秘書室を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（徳永武次）次は、文書法制室の審
査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案があり
ませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナ
ウイルス感染症対策に関して、質疑はありません
か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、文書法制室を終わります。

△財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に
入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一 般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時
中止しておりました議案第94号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）まず歳出について説
明いたしますので、予算書の37ページを御覧く
ださい。

14款予備費は、市内医療機関や福祉施設等に
対しマスクを配布するため予備費充用により購入
したことから、その減少分を補填し、今後の緊

急・突発的な事案に備えようとするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、16ページを御覧ください。

18款1項9目一般寄附金は、市内に営業所を有する企業から使途を定めない一般寄附として、300万円を御寄附いただきましたので、これを計上するものであります。

次に、17ページを御覧ください。19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正に伴う財源対策として増額するものであります。

次に、18ページを御覧ください。22款1項5目農林水産業債では、林道桧之木線及び林道奥戸線の舗装事業に係る財源として林道建設事業債を増額し、6目商工債では、市比野温泉ポケットパーク整備事業に係る財源として観光施設整備事業債を計上し、8目消防債では、小型動力ポンプ普通積載車の更新に係る財源として消防防災施設整備事業債を増額し、9目教育債では、鹿島の恐竜化石活用事業に係る財源として文化振興施設整備事業債を増額するとともに、小・中学校のICT教育に向けた環境整備に係る財源として教育施設整備事業債を増額するものであります。

最後に、地方債補正について説明いたしますので、7ページの第3表、地方債補正を御覧ください。

地方債補正では、林道建設事業及び観光施設整備事業の2事業を追加するとともに、消防防災施設整備事業、文化振興施設整備事業及び教育施設整備事業の3事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

〔紹介議員着席〕

△請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書

○委員長（徳永武次）次に、請願第4号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書を議題とします。（巻末に請願文書表を添

付）

請願文書表については、既に配付してありましたので、朗読は省略します。

それでは、紹介議員の持原議員に出席を頂いておりますので、請願の趣旨等について説明を求めます。

○紹介議員（持原秀行）本委員会において、本請願に関する趣旨説明の機会を頂きましたことを深く感謝申し上げます。

さて、今、全国各地の地方自治体におきましては、子育て支援策の充実、少子高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応、地域交通の維持、また、新型コロナウイルス感染症については、グローバル化した世界の中で、いまだに終息の見通しは容易に立っておりません。今後の税収の落ち込みによる財政悪化の可能性などを見据えながら、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした自治体の役割を果たすため、次年度予算において、これらの交付金を措置することが求められております。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られている中で、新たなニーズへの対応や、きめ細やかな公的サービスの提供が困難な状況になっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がございます。

2021年度の地方一般財源総額については、既に経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太方針2018で、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することが示されていましたが、今後も社会保障費を中心に、地方の支出は増加することは必至でございます。引き続き地方の行政需要に対応した財源の確保を求める必要がございます。

政府予算編成スケジュールは、7月にずれ込む見込みの骨太方針等で、政府全体の基本的な方針が示され、年末の財務省、総務省との協議で、地方財政対策と、翌年の地方財政計画が策定されることになります。そのために、政府の予算編成のスケジュールに合わせて、地方財政確立の取組を進めることが重要となってまいります。

このことから、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実

と地方財政の確立を目指すことが必要となります。

この意見書採択を行う目的は、全国各地の地方議会から地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴えるために行うものであり、地域の公共サービスの水準を守るため、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通じて、地方財政の確立を目指すものであります。

政府概算要求の策定期間に照準を合わせ、昨年度と同様に、今期定例会での議会採択をお願いするものでございます。

以上のような趣旨を御理解いただき、本請願の採択方について、委員各位の御賛同方、よろしくお願いをいたします。

○委員長（徳永武次） それでは、当局からは本請願について特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

紹介議員に対する質疑は、以上で終了します。

持原議員には、本委員会に出席していただきありがとうございました。

〔紹介議員退席〕

それでは、本請願の取扱いについて協議したいと思えます。御意見はありませんか。

○委員（川添 公貴） 採決をお願いします。

○委員長（徳永武次） ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

採決は起立により行い、本請願を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次） 起立多数であります。よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

以上で、本請願の審査を終了します。

なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので御了承願います。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナ

ウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

△財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第94号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗） それでは、予算に関する説明書、19ページをお開きください。

今回、旧東郷中学校の利活用を計画しておりました神村学園との契約解除に伴い、関連する予算をお願いするものでございます。

2款1項5目財産管理費のうち、財産一般管理費で、神村学園の旧東郷中学校の利活用に対する遊休公共施設等増築及び改修助成金を1億円減額し、土地売買契約に基づき納付された契約金額2,547万6,000円から契約保証金260万円を控除した額の2,287万6,000円を返還するための償還金をお願いするものでございます。

神村学園のこれまでの経過といたしましては、令和元年10月10日に土地売買契約を締結し、同日付で契約保証金を納付されました。11月には残金の全額が納付され、その後、神村学園で不動産取得税の減免手続中であり、所有権移転の登記は未着手でございました。

本年5月14日に文書により、旧東郷中の事業から撤退する旨の解除の申入れがあったところでございます。

契約解除の理由といたしましては、神村学園としては、新理事長の下、計画的に設備投資を進めているが、優先する事業に係る事業費増により、旧東郷中学校の利活用を見送るとの結論になったとのことで、通知を受けているところでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、予算に関する説明書の17ページをお開きくださ

い。

19款1項60目市有保全基金繰入金で1億円の減額でございます。

旧東郷中利活用助成金への充当でありましたので減額するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）この1億円の減額、これは承知したんですが、今後、この東郷中学校跡地について計画はどのようにしていかれるのかということ、二点目は、現在、管理がどうなっているのか。これ、神村学園が来るということで、そのまま置いてあって、雑草が相当生えているんで、今後、管理をどうするのか。

それと、もう一つ、これはたしか耐震化をしていない部分があったと思うんですが、その辺も踏まえて、今後どうしていくのかということ、それを取りあえずお答え願いたいと思います。

○財産活用推進課長（園田克朗）3点ほど御質問がありました。今後につきましてでございますが、一応、もう神村学園が使えないということでございましたので、また、その他の閉校跡地利用と同様に、いろいろ紹介をしながら進めたいと考えているところで、実際、もう数件、御案内をしているような状況でもございます。

管理につきましてでございます。言われるとおり、もうこれから夏場の時期、草が生えてきているような状況で、管理は、その間につきましては、財産活用推進課のほうで草刈り等、対応していきたいということで考えているところでございます。

あと、耐震化の関係ということでございましたが、従来の考え方として、現況で活用をしていたくということでございますので、今回、今後につきましても、そのような考え方で進めてまいりたいという考えでございます。

○委員（川添公貴）数社あるということなんですが、決まりそうなんですか。いつもこういう案件については、決まった後にしか聞いたことがないんで、事前に、いや、協議中ですか、もう必ずです。100%今までそういう委員会、議会に対する話でありましたんで、当然、答えられせんという答えが出るでしょうけど、一応、聞いてみたいと思います、まとめりそうなのかどうか。

それから、管理について、当然、シルバー人材センターか地元かにお願いされてやられるんだろうと思うんですが、早急に、これからどんどん伸びてきますんで、早くしていただいたほうがいいような気がします。

そこはお任せしますけど、さっきの第1点目については、お答えをお願いしたいと思います。

○財産活用推進課長（園田克朗）今、2社か3社、御案内をしたところでございます。それで、今の段階で、事業計画を出されているところもございます。それがどこまで具体化されていくかというのは、今後また精査していく中で固まってくるかと思うところでございまして、今、川添委員のほうから言われましたとおり、今、この会社がここまでというところまでは言えない状況でありますことは御理解いただきたいと思いますところでございます。

○委員（川添公貴）これは最後にしますけど、過去、1億円補助を出して、そういうのがあって、土地もただでくれてという話です。私は、基本的に解体をして、更地にしたいほうがいいと思っているんです、そういうお金を使うのであれば。解体費用は3億円あれば十分足りると思うんで、更地にして、それで宅地で売ってしまったほうが、市の財産としては私はいいと昔から考えているんですけど、そういうことも、どうしても売れなかったら、ただであげることができなかったら、そのような方向へまた考えていただきたいと思います。あそこは住宅地なんで、東郷学園にも近いんです。東郷学園のところが、相当今、宅地開発が進んでいるんです。あそこを分譲することによって、結構、収入を得るし、それから、その後の固定資産税の収入もあるわけなんでは思っているんですけど、それは私の絵空事かもしれませんが、そういうことも片隅に置いていただければと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を

行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。

△税務課・収納課の審査

○委員長（徳永武次）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第85号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）まず、議案第85号薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）それでは、議案第85号薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案つづりは、その2、85-1ページでございます。議案に関連して提出してあります議会資料で説明いたしますので、総務部議会資料の3ページをお開きください。

まず、1、改正の概要でございます。（1）の個人の市民税につきましては、ア、非課税の範囲について、個人の市民税におけるひとり親に対する控除の適用につきましては、個人の市民税の非課税の範囲に関して、寡夫を対象から除き、ひとり親——当該ひとり親の前年の合計所得金額135万円を超える場合を除きますが、これを対象に加えることとするものでございます。

これは、離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されておりましたが、未婚の場合は控除の適用がなされなかったことから、婚姻歴の有無に関わらず、ひとり親に控除が適用されることになったものでございます。

ただし、内縁の夫婦の場合には、控除の対象とはなりません。

次にイなんですが、ひとり親である場合は、前年の総所得金額等から30万円を控除することといたしました。

これは、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が異なっていたことから、全て

のひとり親の所得控除額を30万円としたものでございます。

適用は令和3年度の課税分からとなります。

続きまして、ウの長期譲渡所得金額に係る個人の市民税の課税の特例でございます。

個人が低未利用土地等を譲渡した場合は、その長期譲渡所得の金額から、特別控除として100万円を控除することといたしました。

下の表に説明してございますが、低未利用土地とは、居住の用、業務の用、その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の土地の利用の程度に比べて、著しく劣っていると認められる土地でございます。

なお、譲渡価額がその上にある建物等も含めまして500万円以内、所有期間が5年を超えることなどが、特別控除の適用要件となっております。

次に、エの新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金控除の特例につきましては、スポーツや音楽のイベントを中止等した主催者に対しまして、観客等が入場料金等の払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額を個人の市民税における寄附金控除の対象としたものでございます。

適用は令和3年度の課税分からとなります。

次に、オの新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、感染症の影響による住宅建設の遅延等によりまして、住宅への入居が遅れた場合は、令和2年12月31日までに入居したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう、その適用期限を令和16年度分まで延長したものでございます。

適用は令和3年度の課税分からとなります。

続きまして、（2）の法人の市民税につきましては、連結納税の廃止に伴い、通算法人ごとに申告等を行うこととしたものでございます。

（3）のたばこ税につきましては、葉巻たばこの課税方式を、以下のア及びイの方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数としたものでございます。

アのほうは、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の本数の算定について、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものでございます。

イなんですが、次の令和3年10月1日以降は、

1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定につきましては、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算するものでございます。

(4)の延滞金につきましては、市中金利の実勢を踏まえ、次のとおり0.5%引き下げるということにしたものでございます。

大きな2の経過措置等は、この条例の施行期日並びに個人の市民税及び法人の市民税等に係る各規定の適用区分でございます。

○委員長(徳永武次) ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長(徳永武次) 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。以上で、税務課及び収納課を終わります。

△契約検査課の審査

○委員長(徳永武次) 次は、契約検査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長(徳永武次) それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明を求めます。

○契約検査課長(橋口 堅) 令和元年度の建設工事の状況について説明をいたします。総務部関係の総務文教委員会資料1ページをお開きください。

(1)年度毎の入札状況ですが、令和元年度の入札執行件数は、合計で273件で、平均落札率は92.71%です。

ダンピング対策である低入札価格調査開始のラインが予定価格の92%ですので、そのラインを上回っていることになります。

(2)一般競争入札における工種ごとの開札状況ですが、左から3列目の「うち工事品質評価型(成績条件付)」につきましては、工事成績評定の平均点を入札参加条件とするもので、118件で全体に占める割合は47.8%です。前年度と比較し、9ポイント減少しました。減少の理由としましては、工事成績評定の対象を、130万円を超える工事から500万円以上の工事に変更したことによるものです。

右から4列目、予定価格の92%未満の額で応札があったときの低入札価格調査件数は、109件で全体に占める割合は44.1%です。前年度と比較し、10.5ポイント減少しました。減少の理由としましては、低入札価格調査が多い土木一式工事、舗装工事の発注件数が減少したことによるものです。

なお、低入札価格調査の対象は、昨年度より予定価格の90%未満から92%未満に変更しております。

右から2列目の不調件数は6件、一番右端の同額での応札によるくじでの落札件数は、101件で発生率は40.9%です。くじの発生率は、前年度と比較し、11.1ポイント減少しました。減少の理由としましては、くじの発生率の高い、土木一式工事、舗装工事の発注件数が減少したことによるものです。

次に2ページになります。(3)一般競争入札における金額区分別発注件数の状況です。1,000万円未満の工事が、133件で全体の約53.8%です。

下の表、2、コンサル業務委託の状況ですが、総発注件数は72件で、平均落札率は90.83%です。平均落札率は、前年度より4.72ポイント増加しました。増加の理由とし

ましては、平成30年6月からコンサルタント業務の最低制限価格を設定したことによるものです。

次に3ページをお開きください。上の表、3、一般競争入札の落札等の状況です。

棒グラフが発注件数ですが、発注時期が上半期、下半期の当初に多くなっている状況です。

下の表、4、工種別の平均落札率の状況です。おおむね前年度より上回っている状況です。

次に4ページになります。上の表、5、工事成績評定点の状況です。令和元年度の評定については、最高点が88.7点で、最低点は69.9点です。

その下の表は平均点の推移で、一番右の欄が各年度の平均点です。工事成績評定制度がスタートしました平成17年度は66.67点でしたが、令和元年度は、80.41点となっております。84点以上が表彰対象となりますが、そのラインに近づきつつあります。

下の表、6は、総合評価落札方式の実施状況です。予定価格3,000万円以上の工事を対象としており、令和元年度は18件を実施し、平均落札率は98.4%です。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、質疑はありませんか。

○委員（川添公貴） この入札に関して、鹿児島県ではこういう入札方式を取っているのは薩摩川内市だけなんです。それで、何でもくじが多いと思いますか。実際、みんな積算をして札を入れるんですけど、業者が全く同じ価格ということは通常あり得ないですよね。何でもくじが多いのか、その原因をまず教えてもらえませんか。

○契約検査課長（橋口 堅） くじが多い原因は、まず第1に予定価格を事前公表していることと、業者の方の積算能力が向上していることとなります。この予定価格を事前公表するそもそもの目的は、予定価格の情報漏洩等の防止のためでございますけれども、これは薩摩川内市だけの問題ではなくて、全国的な共通の問題でありまして、国はこのくじを回避するために、この事前公表を事後公表にしたかどうかということで求められてはおります。

しかしながら、先ほど言いました事後公表にしたときに、そういった情報漏洩等の違法行為を、防止するような事務手続というのが全国的にまだ

確立をされておきませんので、今のこのような状況になっているところです。

○委員（川添公貴） 入札に関してどれがいいとかということは言わないんですけど、予定価格は決まっています。それで最低が決まっています。積算するデータを処理する計算方式は皆同じなんです、業者さん、持っているやつ。1円までぴたと合うんです、あれ。そこをどこで入れるかというだけの話であって、だからくじが多いんです。

というのは、くじに当たる人はいいんです。当たらない人が結構いるんで、その対策として、前回、70%ぐらい工事が進まないとかが取れないよとかいう制度は設けていただいたんですけど、今後、くじが当たらないとか、なかなかくじに漏れた方々、業者に対する制度——ダブって取っていく方も結構いるんで、平均して発注できるような形を取るべきだろうと思うんですが、そのためには、私は指名競争入札が一番いいと思うんです。昔のAランク、Bランク、Cランクを設けた形がいいんだろうと思うんですけど、そこは今後の課題として、そういうくじになったときの手当です。次の方が取りやすい手当を今後またどのようにされていくのかというのをもう一回お聞かせを願えませんか。

○契約検査課長（橋口 堅） 現在は、例えば同一入札日に、同一か、同一工種で1工事しか取れないとか、あるいは建築関係であれば、建築、電気、管の工事については、同じ施設であれば、工種に関わらず、1工事しか取れないとか、それから、1工区、2工区で分けるような、同じ現場では同じ工種で1工区しか取れないとか、さまざまな受注制限をとっておりまして、独り勝ちしないような制度にはなっております。

それから、先ほど言いました最低制限価格が計算ができてしまう理由が、品質確保法で適切な予定価格を設定しなさいという法律の規定がございますので、発注者としては、これは適切な予定価格を設定しておりますということで、証明をしなければいけない、そういうこと、すなわち公表された公共単価、それから公表されております建設物価調査会の積算資料とか積算基準に基づいて設計をしている関係で、最低制限価格が計算ができてしまうということになります。

以前は、この予定価格に変数を掛けたらどうか

というような検討もされました。ただ、変数を掛けて落札を決めても、これもある意味、くじと同じ、運次第というようなことになりますので、根拠のある決め方がいいのか、変数という根拠のない決め方がいいのかというのを比較した場合に、やはり、くじというのは地方自治法施行令で決められた方法でもありますので、今のところはもう仕方がないのかなというふうには考えますけれども、今後は、だからといって、くじの発生率が高いのはちょっと問題ですので、今後とも全国の例等も研究しながら、回避する方法がないかを検討させていただきたいと思います。

○委員（川添公貴） おっしゃるとおり、くじが多いのはやっぱり異常です。だから、入札制度が機能しないのと全く一緒なんで、改善を考えていかれることを希望したいと思うんですが、さっきおっしゃった変数というのは、昔あった歩切りですよね。歩切りなんで、これはやめたほうがいいと思います。発注者の意向によって歩切りをどれだけするかという思惑があるんで、やはりこれは事故のもとです。いろんなことの。だから、それはやめられたほうがいいと思います。だから、それ以外の方法で研究されていったほうが、私はいいと思うんで。

それで、今回、こういうコロナウイルス感染症の対策のために、工期期間等をかなり延ばしていただいた状況があるんですが、それに工期はどれぐらい延ばされたかということと、この発注状況において、業者さんに対して、どれぐらい影響があったのかというのを調べていच्छゃれば教えてほしいと思います。

○契約検査課長（橋口 堅） コロナ関係の影響ですけれども、3月時点では、業務委託の関係で2件ほど工期延期の申入れがございました。1件は市内のコンサル業者の方で、会社が、従業員で密になってしまうということで、出社調整をしたところが、仕事がちょっと前に進まなかったということで、工期延期をしております。ちょっと工期延期の期間はすいません。把握をしております。

もう一件は、甕島の建設工事ではないですけれども、甕ミュージアムの展示業務の関係で、当時、感染地域であった熊本から関係者が来られるということで、島民の方が心配をされて、それはその

時点で業務打ち切りをしたということで聞いております。

それから、工事の関係ですけれども、工事の関係は、一時期、トイレ、それから空調の資材がなかなか手に入らないということで、情報は入りましたけれども、工期延期までには至りませんでした。しかしながら、今後、コロナウイルスの関係で、資材調達が困難になることが予想されましたので、4月の入札からは、余裕工期設定契約方式の入札を多用しました。この余裕工期というのは、通常の標準工期の前に最大90日間、資材調達とか、労働者確保のための期間を設けるもので、この期間内は作業員も配置しなくてもいい、工事を開始しない時期になります。このような関係で、対応を取っているところです。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午前 11時57分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

**○委員長（徳永武次）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△防災安全課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、防災安全課の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して、質疑はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 避難所の新型コロナウイルス感染症対策関係なんですけれども、現状から言うと、パーティションの問題とかいろいろあると思うのですが、揃えるためには結構お金がいると思うんですね。避難所での対策を本格的に進め

ていこうとしたら。そのお金の目途というか、国の方はいろいろ指示していると思うんですけども財源的な問題については示してきているのでしょうか。

**○防災安全課長（堂元光信）** コロナ感染防止に対する国の財源的な支援というのは、先日専決処分をいただきました臨時特例交付金において、そういう災害に使えるということで、先日の補正の財源に充てております。

今後の財源についても、同様な交付金で対応できるというものは我々としては承知しておりますが、それ以外については今のところ認知しておりません。

**○委員（井上勝博）** そうすると、避難所のいろんな物品をそろえていくという点では、何か今後の計画というのはどうなっているんですか。

**○防災安全課長（堂元光信）** これまでも順次、避難所等の備蓄品等は整備はしてきております。

ある程度の計画はあるんですけども、財源的な部分の問題でなかなかその計画に達成はしておりませんが、今回コロナの感染拡大を受けまして、やはり必要なものを優先的に準備していきたいというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 具体的に、例えばどういうものを今から購入していくのかとか、そういうものは、具体的なことについてはどうなんですか。

**○防災安全課長（堂元光信）** 今回のコロナ感染以外の部分の一般災害における備蓄品もございます。備蓄食料品とか飲料水とかというものもございしますが、感染症の対策としては、今回補正で購入予定でございます体温計とか消毒液、今、委員言われましたようにパーティション等の準備も整えていきたいというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 具体的な数として、どのぐらいの規模でそろえていこうとしているのがよく分からないので、教えていただけますか。

**○危機管理監（佐多孝一）** これまでも、今回特にコロナウイルス感染症の対策ということで、前回の議会の中で一般質問の答弁の中で言いましたサージカルマスクとか、あと先ほど出ました体温計、それと手指消毒のアルコールです。こういったのが今回、コロナウイルスのということで注目されてきたところで、その分について、今回の先ほどあった第4回補正予算でいただきまして、

今、購入しているところなんですけども、計画というのが、これだけ何を準備していればいいというような計画も大事なんですけども、ただ、その都度使っていったら更新していつているという購入方法もしていますので、そういった対応でしていきたいと思いますけども、今、市内に192か所指定避難所があります。その避難所に対応できるような備蓄品となりますと、相当な量の備蓄品になりますので、その辺も鑑みて量については今、計画といますか、特にマスクとか7,000枚ありますので、そういったのを対応しているところなんですけども、具体的に幾つというような数字というのは今のところまだ示していないところでございます。

**○委員（井上勝博）** やはり、第2波というのが、東京では55人感染者が出てきているわけで、第2波のおそれというのは本当に強いと思うんです。それに間に合うような、やっぱり避難所対策というのはしないと、避難所がクラスターになるということが絶対にあってはならないわけですから、それについてはやっぱり急いでそういった物品なんかをそろえるように、財源を国にも要求していただきたいということをお願いします。

**○委員（川添公貴）** せんだって防災会議等が各地で開かれたわけですけど、これから雨風、梅雨、台風等があつて、避難所運営とか、開所されたりするわけですけど、このウイルスの関係で避難所の運用指針の見直しをされたのかどうか。

例えば、避難所で2メートル、2メートルは取ったときに4平米必要です。ナナフミ水害のときに東郷町は東郷小学校の体育館に避難をしたんですが、そのときはもう、そうとう過密状態なんです。そこに一斉に避難をするわけなんですけど、この案件を受けて、その運用見直し等をされたのかどうか。また、されているんであればどのようにされたのかを教えてくださいたいと思います。

**○防災安全課長（堂元光信）** 本会議でも御質問いただきました。これまで、一般災害、自然災害における避難所の運営管理マニュアルというのはございました。

これとは別に、今回感染症防止のために特化した対策指針というものをつくりました。これは、あくまでも避難所を主導して運営する職員の内規的なものでございまして、これを現在あります避

難所管理マニュアルのほうへの反映はまだしていません。

感染症対策の、今回策定しました主なポイントとしては3つございます。

1つ目は、今、委員が言われましたように、避難者間の距離を空ける。それから定期的に換気を行うなどの3密を避ける取組。

それから、2点目のほうが、避難者の検温をしたり問診をしたり、健康管理。

それから、3点目がマスクの着用とか、こまめな手洗いの推進ということで、衛生管理、このあたりを定めているところでございます。

**○委員（川添公貴）** それは、政府が今、示している新たな生活様式の全くそのままですね。というのは、やはり複合災害を想定してというのは、最悪の想定をするべきだろうと思います。

複合災害があったと仮定して、その避難所運営指針なるものをしっかりと立てておかないと、いざというときは職員だけが知っていて避難者が知らないというのは、もうどうにもならないです。手がつけれなくなるので、今の段階でそういうのをつくっておくべきだろうと思います。

なおかつ、仮に試算をしたんですが、2メートル、2メートルの4平米を確保したとするならば、避難所は全く足りません。そこに、4平米の中に4人入っていたやつが一人しか入れない計算になります。0.1畳ですから、1.8の0.9掛けるで1畳ですので、そういう計算をしたときにはもう、全く足らなくなってしまうので、そのことを想定しつつ、やはりこの災害が来る前にしっかりと想定してつくっておくべきだろうと思うんですがどうでしょうか。危機管理監殿はどのようにお考えですか。

**○危機管理監（佐多孝一）** 今、議員の御指摘のとおりだと思います。

平成24年に薩摩川内市の避難所運営管理マニュアルというのをつくっております。それが、厚さ60ページからにあたるマニュアルでございますが、今回特に、コロナウイルスということもありまして、先ほど課長が答弁しましたとおり、避難所の運営管理の指針というのを作りました。

その中で、その想定が、今現在が国、県、市が示してある指針の流れを参考にしてつくっているんですけれども、それが委員が言われるとおりそ

ういう、長期にわたるとか、複合災害の大きな災害に備えるというものよりも、どちらかと言えば二、三日の対応をするような指針という中身もありまして、それらを参考にして、今現在その指針をつくったところです。

それとあと、避難所は、先ほど言いましたように、2平米が4平米というような形で多めにとるということもありまして、今回特に、体温を測ったりして、熱がちょっとある方々とか体調のすぐれない方々は、また別な施設に、一応こちらのほうで管理、決めました。

例えば、保健センターです。こちらの保健センターが今、指定避難所に充てていないんですけども、これらを今回予備の避難所ということで、そういった保健センターとか、あと公民館とか、これまで避難所と指定していない部分を数か所指定しました。

ただ今後、ナナフミ水害と似た災害というのが十分起こり得るという可能性は十分ありますので、早急に委員が言われるとおり、そういう長期にわたるような避難所の運営というのも当然想定したものをつくるべきだとは思っております。

**○委員（川添公貴）** すいません、言い方がちょっとまずかったかもしれませんが、長期じゃなくて複合災害であって、今日1日避難すれば助かる、災害が終わる台風等を想定しているんで、長期間にわたる避難という意味じゃなくて、短期でも当然過密になるわけなんで、そこ辺も含めて、長期がどうというんじゃないくて、そういう状態を回避するためにはどうしたらいいのかという指針を研究してもらいたいと思います。

というのは、もう結論を言うと防ぐためには場所を増やすしかないんです。その辺も含めて、また研究していただければと思います。

**○委員（杉蘭道朗）** 井上委員、それから今、川添委員がそれぞれお話をされました。関連したことなんですけども、先ほど川添委員からも出ました地域防災対策会議、それぞれの地域で行われまして、その中で職員の説明等々で避難所に出向く場合においては、例えばそのマスクの着用とか、今、特にこのコロナの関係もありますので、それから2食、3食分ぐらいの食事等も準備はしていただきたいというような話もありました。これは、今までもそういう状況下であったんדרו



とは思うんですけども、やはり、当然高齢者とか、私前に聞いたことがあるかもしれませんが、若干そういう弱い立場の方からしてみれば、なかなかそこを準備して避難所まで行ってというのも大変なんですよという声も、もう今までもよく聞くところではあります。

ましてや今、どうにか市中にある程度マスクが出回るようになったとは言え、やはり、例えば私なんかの自治会ですと指定避難所になっているものですから、ただその多くの方が避難されることなくして、それぞれの小さな避難所でもある程度、大体何人ぐらいの方が例えば風水害、台風を含めて避難されたというのは、統計的にずっとデータが残っていると思うんです。

だから、かなりの枚数、例えばマスク一つにしても、かなりの枚数を準備してくださいということではありませんけれども、おおよそ予想されるような避難人員が当然分かるわけですから、最低でもその人たちの対応部分という部分は、ぜひ大型のというか、体育館とかその極端なところは別にしましても、一番身近なところのそういう自治会の避難場所等々においてはぜひ備蓄品を、そこあたりはしっかりと一応提供といいたしましょうか、していただきたいなというふうに思うんです。

これは、たまたま今年はどうしてコロナの関係でいろいろと取り沙汰されておりますけれども、将来的にいろんなまた事象が発生する可能性はあるわけですので、先ほど答弁の中で計画的に、いろんなこの備品も含めて、パーティションも含めてという話でありますけれども、身近なところからできる部分に関しては、早急な取組が必要ではないのかなと、いろいろほかの委員の方も言いましたけれども、そこを対応していただきたい。

食料にしても、おにぎり2、3個持っていけばいいよねという話じゃなくして、少しなりともちょっと備蓄部分があれば、助かるんだけどなという自治会長の声も含めて、ちょっとお聞きしておりますが、そこらあたりをどのようにお考えでしょうか。

**○防災安全課長（堂元光信）** 今の御質問ですけども、身近な避難所にはできるだけそういう備品の配備をということですけども、当然、大概いつも開くような避難所というのは把握しておりますし、実は今回そのパーティションにもな

る下のベッド、ソファーにもなるようなものを各支所に10セットずつ置いております。もし、近くの避難所につてなったら支所からそういうパーティションなりを持っていけるような体制を取ったところでございます。

すいません、避難所におきましては、当然体温計それからマスク、消毒液等は常時設置する方向でございます。

**○委員（杉藺道朗）** 分かりました。地域によって、そういう自治会長を含めて指定避難所になっている部分のところから、いろいろ要望、要請等々があった場合には、速やかにそこあたりの対応をしていただきたいということをお願いしておきます。

**○委員（井上勝博）** 国の指針というか、連絡などでは、ホテルや旅館の活用も含めたということもあったと思うんです。これは、事前にやっぱりホテルや旅館との協定か何かを結んでおかないと、災害だから預かってくれと言ったってそう簡単じゃないと思うんです。

その辺については、何か準備というかそういうのはされているんですか。

**○防災安全課長（堂元光信）** 先ほど質問もありました、今後そういう感染拡大になった場合に、どういう対応が必要かとなると、やはり避難場所の数の確保になってきます。

我々としましては、今の避難所でも使っていない部屋とかスペースの活用、それから自治会さんで運営されている自治会避難所の積極的な活用とか、学校の空き教室の活用を、まずそちらを対応して、国等も言っておりますが、ホテル、民宿等の活用ということも念頭にはございますけれども、こちらも県と協議をしながら進めなさいということですから、ある程度こちらもどのぐらい足りないというところを踏まえて、今後調整していきたいと思います。

**○委員（瀬尾和敬）** 今日、佐賀県、長崎県ではすごい雨が降っているみたいです。今、20万人に避難勧告を出したというのが先ほどインターネットに流れていましたけど、例えばそういうところの状況というのも、こちらとしても調査検討されてもいいんじゃないかなと思うんです。

例えば、そんな多くの人たちがどういうところに避難するのか。その避難の受入れの状態はどう

なのかとか。とても参考になるんじゃないかと思うんですけどどうでしょうか。

**○防災安全課長（堂元光信）** 御指摘のとおり、実は今時点が、市が指定している避難所として192か所、収容人員としては約4万人でございます。この4万人が、じゃあ今でも適正かという議論になるかと思います。

さらにこのコロナウイルス感染症を受けると、半分の2万人と我々は踏んでおります。当然、足りないというところで今検討はしておりますが、実例がありまして、近年で一番大きかったのがナフミ水害の2,500人避難をしていただいております。それ以外の方々はどうされたかという、土砂災害警戒区域、浸水想定区域外の方々が家が丈夫なところは自宅避難とかもされていると思いますので、10万人を想定して今後避難所を用意するかも含めて、皆様の意見を聞きながら検討したいと思います。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

---

#### △原子力安全対策室の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
以上で、原子力安全対策室を終わります。

---

#### △選挙管理委員会事務局の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 委員会資料の6ページをお開きください。

県知事選挙及び県議会議員補欠選挙の執行について説明をさせていただきます。

1、選挙期日は、7月12日（日曜日）が投開票日で、県知事選挙が本日告示、県議会議員補欠選挙の告示日が7月3日になります。

県議補欠選挙については、立候補届を告示日の8時半から本庁で受付をすることとしております。

2の投票所及び投票時間については、市内67か所で、午前7時から終了時間はそれぞれ投票所によって異なります。

3、期日前投票所は、本庁、上甕、下甕支所は、県知事選挙が6月26日、明日から、県議補欠選挙が7月4日からで、受付時間は8時30分から20時までです。

その他の支所については、7月4日からで、投票の終了時間は18時までとなっております。

なお、県知事、県議補欠選挙両方投票ができるのは7月4日以降になりますので、御注意方をお願いいたします。

4の巡回期日前投票所については、表中23投票所を1時間の受付時間で巡回して実施します。

次のページをお開きください。

5の開票場所及び開票時間は、7月12日（日曜日）で、本土地域が20時半から総合運動公園サブアリーナで、上甕地域が20時から上甕老人福祉センターで、下甕地域が20時から手打小学校屋内運動場で実施します。

6の県議会議員補欠選挙の当選証書付与式ですが、7月14日15時30分から本庁第2委員会室で開催いたします。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありましたが、質疑はありませんか。

**○委員（坂口健太）** 県知事選挙と県議の補欠選挙の薩摩川内市内の投票所における新型コロナウイルス感染症対策について教えてください。

**○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 今現在、まず投票事務従事者にマスクの着用、消毒液の配布、それから使い捨ての手袋、あと鉛筆の持込みも認めているということで準備をしております。

**○委員（坂口健太）** 4月ですか、鹿児島市議会

議員選挙があったときに、ちょうど緊急事態宣言下だった。それぐらいの時期で、特に鉛筆とボールペンの持込みができるというような促し方もあったんですけど、どうしても投票率は下がる傾向にありますので、今度FM等も活用されて広報をされるんですか。その辺も活用しながら、やっぱり県民の皆さんの意思を反映する大事な機会ですから、少しでも投票率が上がるように取り組みたいと思います。

○委員（井上勝博）今回、廃止されるところが1時間ぐらい開場をされるということで、これを見ると思い出すというか、例えばレントゲンとかそういったのが巡回してくるときに、結構順番待ちで行列もできるんです。だから、ちょっと1時間というのが短いような気がして、そんなんでできるのかなという感じがするわけですが、今回、全体的に見ても、公営掲示板の箇所も非常に少なくなってきたいて、何でこんなふうに、人口が少なくなっているからと言われるけれども、少なくなっている人も人はいるんです。

だから、何でこんなにどんどん投票所とか公営掲示板が少なくなっていくのか。何がこの基準なのか。国は、どういう指針というか、そういうのがあるのかどうか。

そこら辺が、何を根拠にして、こんなにどんどん少なくなっているのがよく分からないんですけども、どうなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）まず、人口減少、それが一番大きな要因でありまして、前回までは92投票所あったわけですけど、今回から67投票所ということで、25投票所を減らしております。92投票所、以前の投票所については、500人以下の投票所が約6割になっておりました。今の市職員の定数も、どんどん削減されてきておりまして、また国から交付される交付金自体も減少してきております。

その中で、国政選挙、県の選挙については交付金の枠内でやるというようなそういった定めがありますので、どうしてもこの投票所というのを減らさざるを得ないということで、昨年住民の説明会を行って御理解を得て、今回67投票所としたところです。

○委員（井上勝博）この交付金が減少しているというのは、具体的に、例えば前回の4年前と比

べてどのぐらい交付金が減っているとかという、数値的なものはあるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）交付金の算定がありまして、その中でそれぞれ積算された総額が交付金として市のほうに入ってくるわけですが、その交付金自体が減らされたのが平成25、6年ぐらいです。それから、その後検討して、いろいろ事務従事者を時間外から報酬に変えたりとか、そういった対策は取ってきたわけですが、どうしても職員数の減少とか、そういったもの等で92投票所の現状維持が難しいということで、減らしていただいたところです。

○委員（井上勝博）じゃあ、国の交付金というのは、なかなか分かりにくい仕組みですから、そしたら具体的に、では4年前にかかった経費と今回はどのぐらいの金額が違うのかということなんですけど。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）総額自体は、4年前とは、そんな代わっておりません。ただ、平成25年ぐらいにその交付金が大きく落ちて、その交付金の枠内でやらないといけないということで、そういった人件費的な部分も削って今来て、平成25年からすれば2,000万円程度減額されているということになります。

○委員（瀬尾和敬）県知事選挙と県議補欠選挙はよく分かりましたけど、我々のこの薩摩川内市の市長選挙、それから市議会議員選挙についての執行の日程というのはいつ頃発表されるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）4年前から言いますと、大体7月の上旬に委員会を開いて決定をしておりますので、また今年度も大体同じような時期に委員会を開いて、選挙の期日というのを決定したいと思っております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

---

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）次は、会計課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○会計課長（脇園和文） それでは、総務文教委員会資料の5ページをお開きください。

3月の総務文教委員会で、川添委員のほうから質問されました、市税等の収納に係るコンビニにおける件数、金額及びそれぞれの全体に占める割合を報告するものです。

過去5年間の収納状況をお示ししておりますが、コンビニにおける収納件数は増加、金額は微増の傾向にあることがうかがえます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
以上で、会計課を終わります。

---

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次） 次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

---

△企画政策課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、企画政策課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志） 企画政策部の総務文教委員会資料、1ページでございますが、企画政策課からは大きく2項目御説明させていただきます。

まず、1項目めでございますが、国土強靱化地域計画策定に向けた取組状況でございます。

この件につきましては、昨年12月の総務文教委員会でも策定趣旨の説明をさせていただいたものでございます。

（1）の趣旨につきまして、この地域計画の策定の必要性というのは、これはもちろんのことでございますが、ちょうど（1）中段ぐらいに書いてございますが、関係府省庁連絡会議において、現在策定中でございますこの地域計画に基づき実施される補助金・交付金事業については、予算の重点化や要件化等を検討することとされているところでございます。

つきましては、薩摩川内市としまして、来年度の国の予算要求、すなわち今年の秋までにはこの計画を策定したいということで取り組んでいるところでございます。

趣旨の下段のほうには、鹿児島県の状況としまして、令和2年3月に県のほうの地域強靱化計画の見直しもなされているところでございます。

現在、全国の中で、市区町村の中では4分の1ぐらいが既に策定済みという形でございます。

（2）計画の概要につきましては、別紙の概要版で説明させていただきます。

（3）これまでの経過、今後の予定につきましては、昨年12月に委員会で趣旨を説明しまして、今年4月28日から5月13日にかけて、防災会議の委員に意見照会を行ってございます。そして、本日の総務文教委員会に至っておりますが、今後、来週の6月30日からおよそ1か月間、パブリックコメントを予定しております。併せて、防災会議の委員へも意見照会を行う予定でございます。そして、先ほども申し上げたとおり、来年度の国の予算に間に合うように、8月には策定・公表したいと考えているところでございます。

では、めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

現在の薩摩川内市国土強靱化地域計画の案でございますが、概要版で簡潔に説明させていただきますのでよろしくお願いします。

3ページをお願いいたします。

この地域計画は、全部で7章から構成されておりまして、この7章はほぼ国・県と同じ構成でございます。

まず、第1章にこの計画の策定の趣旨と位置づけ。そして、第2章、基本的な考え方として4つの基本目標、それから8つの事前に備えるべき目標。

右側の4ページを御覧ください。ページの上、4つの基本方針。こちらについては、国・県と同じ内容でございます。

そして、第3章になりますが、本市の地域特性と災害想定ということで、第1節に本市の地域特性を記載。

そして、第2節に薩摩川内市のこの地域計画で対象とする自然災害等につきましては、1、風水害。風水害については、平成18年の県北部豪雨災害、それから平成11年の台風18号。そして2番目の地震・津波につきましては、これは県の被害予測調査結果、こちらのデータを基とした県西部直下、甕島列島東方沖を震源とした震度6強を想定災害として位置づけるものでございます。

めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

第4章の脆弱性評価。国の基本計画に基づきまして、8つの事前に備えるべき目標。先ほども説明しましたが、8つの目標と、さらにそれを31のリスクシナリオ——簡単に言いますと、リスクシナリオというのは起きてはならない事象でございます。国の計画に基づきまして、国全体では45のリスクシナリオが設定されておりますが、薩摩川内市は31としております。

例を申し上げますと、事前に備えるべき目標1番の直接死を最大限防ぐという中で、リスクシナリオにつきましては5項目設定しております。1—1から1—5まで。大規模倒壊それから大規模火災、大規模津波等、浸水、土砂災害等による多数の死傷者が発生すると、こういうリスクシナリオ、起きてはならない事象を設定しております。

それから、2、3、4、5、6、7、8、簡単に申し上げますと、被災者等の健康・避難生活環境確保。3つ目の目標につきましては、行政機能の確保。4つ目の目標につきましては、情報通信機能・情報サービスの確保。5つ目は経済活動を機能不全に陥らせない。6つ目はライフラインの確保と早期復旧。7つ目が複合災害・2次災害を発生させない。それから、6ページ右側の8つ目の目標、社会経済の復旧条件の整備等、この8つ

の事前に備えるべき目標をさらに31のリスクシナリオの中で設定したものでございます。

第2節において、その31のリスクシナリオごとに薩摩川内市が取り組んでいる施策や事業について、その取組状況、現状の課題などを整理して評価を行っております。

それを受けまして、第5章です。そのリスクシナリオごとの、起きてはならない事象を回避するために必要な推進方針ということで、今の31、それぞれについて、対応方針を定めております。

具体的に事例を申し上げますと、1、直接死を最大限防ぐためには、どのような推進方針を掲げているかと申し上げますと、ここに代表的なものだけ書いてございますが、住宅建築物の耐震化を促進。消防団や自主防災組織等の充実強化。避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進。雨量や河川水位などの防災情報の提供。治山状況の推進。こういった対策をすることによって、先ほどのリスクシナリオ——大規模倒壊、大規模火災、大規模津波、浸水、土砂災害による多数の死傷者の発生を防ぐということで、第5章で掲げております。

めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

第2節では、それぞれ指標として現状値と、それから計画を5年間としていることから、目標値として令和6年の目標値も掲げております。

そして、第6章でございます。推進方針に基づく事業ということで、リスクシナリオを回避するために取り組む事業につきまして書いてあります。併せて、お配りしております計画、66ページの計画ですので、ちょっと資料としては大きいんですが、その中には具体的に書いてございますが、ちょっと一例を申し上げますと、1—1の大規模倒壊による多数の死傷者の発生という、このリスクシナリオを回避するために取り組む事業としまして、具体的には木造住宅耐震診断補助事業、それから改修工事補助事業、それから危険ブロック塀等解体撤去促進事業などといった事業を掲げているところでございます。

これをそれぞれ31のリスクシナリオごとに整理して記載しております。

第7章につきましては、本計画の推進ということで、進捗管理についてはPDCAサイクルによ

り行う。それから、おおむね5年ごとに見直しを行うということでございますが、細かい事業等につきましては、これは年度ごとの見直しも一応予定しているところでございます。国、それから県の計画の改定後に、大きな5年ごとの改定につきましては予定しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2項目めの特別定額給付金事業につきまして説明をさせていただきます。

(1) 経過及び今後のスケジュールでございますが、委員の皆様ももう御承知のとおり、4月20日の閣議決定を受けまして、4月27日にプロジェクトチームを設置いたしました。本日出席の加藤リーダー、それから下門、松田サブリーダーを中心に10人のプロジェクトチームを設置しまして、最大その中に全庁的に、10人の業務支援、部内の応援の10人、さらには会計年度任用職員の16人を足して、最大46人体制でプロジェクトを設置したところでございます。

それで、ゴールデンウィーク、土日も返上で、とにかく正確に1日でも早く市民の皆様に10万円の給付を行いたいということで、もう全力を挙げて取り組んでまいりました。スケジュールに書いてあるとおりでございます。

申請期限としては、8月12日までの3か月間を予定しているところでございます。

(2) に現在の状況を書いてございますが、この資料提出の最新の6月17日現在という数値が書いてございますが、本日、昨日までの数値をまとめておりますので口頭で報告させていただきます。まず、アの相談件数につきましては、昨日6月24日までで6,682件です。それからイの申請受付件数と申請率につきましては、4万4,631件ということで、申請率は96.7%、間もなく97%に達します。

それから、ウの給付件数、給付金額と給付率につきましては、4万4,320世帯、金額にしまして9.1億4,840万円。率としましては96.1%。96%の市民の方に給付を行っているところでございます。

あと残り、まだ給付されていない方も含めまして、しっかりとこの事業については取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が

ありましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、企画政策課を終わります。

△甌はひとつ推進課の審査

○委員長（徳永武次）次に、甌はひとつ推進課の審査に入ります。

△議案第94号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止してありました議案第94号を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）それでは、別冊の予算に関する説明書の34ページをお開きください。

歳出でございます。10款5項2目文化振興費、説明欄の恐竜化石活用事業費は、特定離島ふるさとおこし推進事業の交付決定による展示施設整備とソフト事業の財源調整及び追加計上、また甌ミュージアム基本設計完了に伴います実施設計業務委託等の追加分の計上となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

15ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金4節社会教育費補助金の説明欄、特定離島ふるさとおこし推進事業1,153万9,000円のうち、807万2,000円が歳出で説明いたしました恐竜化石活用事業に対する補助金でございます。

次に、18ページをお開きください。

22款1項9目教育費7節文化振興施設整備事業債は、甌ミュージアムの実施設計業務委託の追加計上に対応する過疎対策事業債の増額分でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第94号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしましたので、これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）ただいま、討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今回の補正予算の中で、やっぱり私は最も重要な問題として、新型コロナウイルスの第2波、第3波に向けての対策、体制がどうなのかということですが、PCR検査体制がやっぱり不十分であると。積極的な検査体制という点では、今回それが盛り込まれていないという点が1つ。

それから、学校関係で、全ての子どもたちにタブレットをもって教育をしていこうというGIGAスクール構想ですか、この問題については、ちょっとまだ電磁波の問題も懸念されておりますし、また多額の予算がかかるわけですが、やはり教員を増やして少人数学級にしていくという点で、バランス的に問題があると。先行し過ぎているんじゃないかと、少人数学級のほうに力を入れてほしいということで反対いたします。

○委員長（徳永武次）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）本案については、特定離島ふるさとおこし推進事業が大方な内容であり、島民の皆様の声に沿った形で予算が編成されているものであります。

そして、コロナ対策についてはしっかり予備費を組んで、次の第2波、第3波について準備を整えているところは十分評価できるところであります。

また、PCR検査等については、国において制度等を新たに設ける必要があるとは思いますが、PCR検査についても疑陽性、疑陰性などという評価がされておりまして、正確に100%であるという評価は出ていないところでありますので、安易にこの検査を進めて医療体制の崩壊を招くようなことがあってはならないということを踏まえて、しっかりとそこ辺も踏まえた予算編成であろうかと思えます。

次に、学校教育については、しっかりと将来の薩摩川内市を担う児童生徒の育成のために予算を組んで教育をし、それからこういうコロナ対策に向けた教育環境整備を含めた事業等が組まれており、我が薩摩川内市の将来のためにもしっかりと

した予算であろうかと思えます。

Wi-Fiについて、電磁波等々がいろいろ反対意見の中でありましたが、確実に科学的証明がされていない中において、「だろう」「であろう」について反対することはいかなものかということをお願いして賛成討論といたします。

○委員長（徳永武次）次に、反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）これで討論を終わります。

採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（徳永武次）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）私のほうからは、新型コロナウイルス対策に関わる甌島と本土の往来自粛について、これまでお願いをしまいたしております。経過等について口頭で御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出により、本市では4月17日に外出自粛と感染防止対策ということで、全市的にお願いをしております。

この時期、島内では新型コロナウイルスの拡大に伴い、島内の観光事業者の中でも自主的にツアーの募集停止をするなど自粛の動きが出始めたこと、また、島民の間でも観光客の来島による感染の心配が出始めたことにより、4月21日に5月6日までを期限として第1回目の往来自粛を、来島者と島民の両方に向けてお願いをいたしました。

以降、現在まで段階的に6回の自粛等をお願い

してきております。現在は、7月31日までの間について、感染拡大の動向が見られる地域との往来は慎重な対応をとということで、来島者と島民のほうへお願いをしているところでございます。

周知方法としては、ホームページのほか全島への防災無線と、島内への各戸配付、それから川内港、串木野新港、駅、駅のバス待合所、島内の各寄港地の待合場に掲示をいたしております。

今後は、感染状況を注視しながら、市の本部会議の決定が前提となりますけれども、国の方針による8月1日からの観光振興の解禁が次の発出のタイミングになるというふうに考えているところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、甌はひとつ推進課を終わります。

---

△行政改革推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。

---

△地域政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、地域政策課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一）それでは、お手元の企画政策部の総務文教委員会資料11ページをお開きください。

第3次薩摩川内市生涯学習推進計画概要版につ

きまして、第2次計画からの追加変更した点について説明をさせていただきます。

まず初めに、本市の生涯学習につきましては、これまで第1次計画、第2次計画と策定をし、生涯学習への基盤整備や学習機会の充実など、生涯学習推進施策に積極的に取り組んでまいりました。

今回、これまでの成果の検証と市民アンケートの結果、昨今の社会情勢や課題等を踏まえた新たな計画といたしまして、第3次薩摩川内市生涯学習推進計画を策定するものであります。

この計画に基づき、地区コミュニティセンターなどを拠点としまして、市民の皆様と協働意識の下、「学び・活かし・繋げる」生涯学習社会の実現に向け、各種施策に取り組むこととしております。

それでは、第3次計画の主な変更追加点につきまして説明をいたします。アンダーラインの部分が、今回追加変更をした項目というふうになります。

1の計画策定の背景では、人口減少の更なる進行や人生100年時代の到来を迎え、新たな社会の姿としてSociety 5.0の実現が提唱されるなど、さらに大きな社会の変化が訪れようとしていることや――6行目になります――国における、平成30年12月の人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についての答申の内容。次に、9行目になります。県における、平成31年2月策定の教育振興基本計画などを踏まえた取組。併せまして、本文の最後3行になりますけれども、人生100年時代には、高齢者から若者まで全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要が求められていることから、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」の目的である全ての人に公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。この理念を踏まえ、誰一人として取り残されない社会の構築を目指した生涯学習施策の展開を視点の背景としております。

次に、4の計画の期間であります。

計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間となりますが、社会情勢や社会環境の変化に対応していくため、年度ごとに計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととして



おります。

次に、12ページの5、計画の体系につきましては、ページの中ほど基本目標を、本市の豊かで多種多様な自然や人々により長い年月を経て育まれてきた風土、伝統、文化、産業などの地域力を学びの場に活用し、子どもから高齢者まで市民がいつでもどこでも自由に学べる生涯学習社会の実現を目指して、「学び・活かし・繁げる」生涯学習社会の実現といたしました。

その下、基本的視点になります。第1次計画、第2次計画、そしてこの第3次計画と、やはり継続的に計画を推進する必要があることから、市民の学習力の向上から地域の特色を生かす学習活動の推進までは、継続した視点といたしております。

そして、6番目に新たな視点としまして、あらゆるところで誰一人として取り残されない世界の実現に向けた持続可能な開発目標であるSDGsの推奨を図ることが求められていることから、SDGsの理念に沿った生涯学習施策の展開を加えております。

続きまして、13ページをお開きください。

6の計画の施策内容では、4つの基本施策と20の施策方針につきまして、現状と課題、施策の内容を関係課、関係機関で振り返り、協議調整をした結果を反映し、取り組むべき具体的事業や個別計画を記載いたしました。

基本施策1、心豊かな学習社会の形成の1－1子どもの「生きる力」を育む学習の推進では、施策内容に文化財愛護意識の高揚を追加し、本市の持つ文化、文化財、歴史に触れてもらい、郷土愛を育み、文化財愛護意識を高めるとともに、市民を対象とした文化財少年団、文化財ボランティア団体等の育成を図るとともに、本市の文化財を知る講座などの取組を推進いたします。

次に、1－2青壮年による社会参画を進める学習の推進については、施策内容に学生の実入りを追加しました。インターンシップ制度を活用した学生の研修の場として、地区コミュニティセンターを活用した職場体験等を行い、社会参画の意識づけを図る取組を推進いたします。

次に、2、健康・スポーツ・レクリエーション活動の推進では、施策内容に高齢者の健康づくりの推進を追加し、高齢者が自主的に健康づくりに取り組んでいけるように自主活動への支援を行う

ことで、高齢者が多くの市民と交流できる環境づくりの取組を推進いたします。

次に、基本施策2につきまして、第2次計画での基本施策「つなぐ・つながる仕組みづくり」と、基本施策「学びを支える環境づくり」、これを統合して、今回、「学びを豊かにする環境づくり」といたしました。

続きまして、14ページの基本施策3、多様な学習への対応では、4、障害者の学びを進める学習活動の推進を新たに追加をしております。

これは、障害者や高齢者等の社会的に弱い立場に置かれている人々が等しく尊重され、平等な関係で共生できる社会づくりの実現には、福祉に関する学習等の推進を図ることが必要であること。また、インクルーシブ教育の推進といたしまして、障害者基本法に基づく障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解の促進を踏まえ、小・中学校と特別支援学校等の交流及び共同学習が必要であることから、新たに設けた施策の方針であります。

そのほか、全体的に現状と課題、施策の内容、個別計画におきまして、それぞれ関係課、関係機関と協議調整を行い、文言等の整理をいたしております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、地域政策課を終わります。

---

#### △情報政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、情報政策課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）今回の新型コロナウイルス感染の関係で、オンライン教室とか、それからいろんな言葉が、新しく聞き慣れない言葉が出てきて、特にインターネットが重要視されています。

通信会社から、薩摩川内市内において光通信の

整備をしていくという話があったと思うんですけども、その辺の進捗というか、何かありますか。

○情報政策課長（福元昭宏）インターネットの光ファイバーの整備のことかと思いますが、国の2次補正でそのうちの総務省分、新たな日常ということで、新型コロナウイルス感染症対策で全国へ光ファイバー回線の整備を2年計画で前倒しというようなことで補正が組まれております。

その補正で、本市の本土地域に関しましては、3月の委員会の中でQ T ネットが令和2年から4年度までの3か年で整備をするというようなことを説明させていただきましたけれども、これはもう少し早く、国の計画に合わせて前倒しでできないかというようなことを今、検討していただいているという状況でございます。

甌島地域に関しましては、令和3年度に整備費用の一部を本市が負担するという民設民営方式で整備をする考えを持っておりましたけれども、これを前倒しにできないかということで、これも電気通信事業者に要望を出して、早めに着手していただけるように今、取り組んでいるところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、情報政策課を終わります。

---

#### △広報室の審査

○委員長（徳永武次）次は、広報室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、広報室を終わります。

---

#### △ひとみらい政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、ひとみらい政策課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、ひとみらい政策課を終わります。

---

#### △議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんが、新型コロナウイルス感染症対策に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、議事調査課を終わります。

---

#### △発議、地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

○委員長（徳永武次）次に、請願第4号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りします。地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加してこれを議題にします。

まず、書記に意見書（案）を配付させます。

〔意見書（案）配付〕

○委員長（徳永武次）意見書（案）は、請願書の内容と同様でありますので、朗読は省略します。御確認いただきたいと思います。（巻末に意見書（案）を添付）

それでは、この意見書（案）について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） それでは、御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任いただくこととし、委員会として本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを終了します。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（徳永武次） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午後２時１０分休憩

～～～～～～～～

午後２時１２分開議

～～～～～～～～

○委員長（徳永武次） ここで、本会議に戻します。

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（徳永武次） 次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

先ほど協議しましたとおり、７月２２日に現地視察を実施します。ついては、委員派遣の手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（徳永武次） 以上で、総務文教委員会を閉会いたします。



## 【卷末資料】

請願・陳情文書表

意見書案

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                 |       |                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 請願第 4 号                                         | 受理年月日 | 令和 2 年 5 月 2 7 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書                     |       |                  |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号<br>薩摩川内市職員労働組合<br>執行委員長 又木 亮 |       |                  |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 持原 秀行                                           |       |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                 |       |                  |
| <p>いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められている。しかし、現実には公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面している。</p> <p>こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2 0 1 8」で、2 0 2 1 年度の地方財政計画まで、2 0 1 8 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。実際に 2 0 2 0 年度地方財政計画の一般財源総額は、6 3 兆 4, 3 1 8 億円、前年比プラス 1. 0 %と、過去最高の水準となった。</p> <p>しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められている。そして、新型コロナウイルス鎮静化後の国民生活や経済回復、雇用・就労対策、子育て世代をはじめ高齢者や学生等への支援など地方自治体の財政需要が著しく膨大化することが懸念される。</p> <p>このため、2 0 2 1 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、政府に以下の事項の実現を求める意見書を提出されるよう請願する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                 |       |                  |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                 |       |                  |
| <p>1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。</p> <p>2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。</p> <p>3 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2 0 2 0 年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2 0 2 1 年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。</p> <p>4 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。</p> <p>5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。</p> <p>6 2 0 2 0 年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。</p> <p>7 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。</p> <p>8 地域間の財源偏在性は是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。</p> <p>また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。</p> <p>9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。</p> <p>10 依然として 4 兆 5, 0 0 0 億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。</p> |                                                 |       |                  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                            |       |                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------|----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 陳情第 5 号                                                    | 受理年月日 | 令和 2 年 6 月 3 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 新しい生活様式に対応する教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出を求める陳情         |       |                |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 薩摩川内市尾白江町 2 6 3 6 番地 2<br>学校における新しい生活様式を実現する会<br>代表者 白川 誠一 |       |                |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                            |       |                |
| <p>新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式が推奨されているが、現行の教職員定数は、一学級 4 0 人を上限として算定されている。（1・2 年生は 3 0 人が上限）</p> <p>新しい生活様式に対応するためには、一学級の上限を下げるるとともに、教職員定数を改善する必要がある。</p> <p>また、現行で 3 分の 1 となっている国庫負担率を 2 分の 1 に拡充することにより、自治体間の教育格差が生じないようにして、薩摩川内市の明日を担う子どもたちのための教育条件の整備を願うものである。</p> <p>以上の観点から、下記事項が実現されるよう、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出されるように陳情する。</p> |                                                            |       |                |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                            |       |                |
| 令和 3 年度の政府予算編成において、教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に拡充すること。                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                            |       |                |

## 発議第 2 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 7 月 3 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 徳 永 武 次

## 提 案 理 由

政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障関係予算の充実、地方財政の確立を目指す必要がある。

ついては、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方財政の充実・強化を求める意見書  
(案)

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」で、2021 年度の地方財政計画まで、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に 2020 年度地方財政計画の一般財源総額は 63 兆 4、318 億円、前年比プラス 1.0%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められています。そして、新型コロナウイルス鎮静化後の国民生活や経済回復、雇用・就労対策、子育て世代をはじめ高齢者や学生等への支援など地方自治体の財政需要が著しく膨大化することが懸念されます。

このため、2021 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の

事項の実現を求めます。

#### 記

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 4 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 8 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検討した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。

- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

- 10 依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）・新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）



薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 徳 永 武 次